

岸和田市議会災害対応マニュアル ～議員行動マニュアル～

発行 平成30年 4月
改定 平成31年 3月

岸和田市議会

このマニュアルは、本市において、地震や台風などの自然災害並びに新型インフルエンザの発生などの危機事象が発生した場合に、市民の生命及び財産を保護し、市民生活の安全を確保するため、議会および議員がどのように対応をすべきかの共通の認識を持ち、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、議会としての体制・対応を定めたものである。

‡ 基本方針

1) 議会の役割

- 市に災害対策本部または、危機事象対策本部（以下いずれも災対本部という）が設置された場合に、岸和田市議会災害対策会議（災害対策会議）を設置する。
- 各議員から伝達された地域の被災状況の情報を災対本部に提供する。
- 災対本部からもたらされた災害情報について、災害対策会議を通じて議員に伝える。
- 地域の被災状況や、被災者からの要望を踏まえ、災害対策会議で調整を行い、災対本部に対して提案・提言・要望を行う。また、災対本部と調整し、国や大阪府に対して要望活動を行う。
- 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。

2) 議長の役割

- 災対本部が設置された場合に、災害対策会議を設置・運営し、災害対応にかかる業務を統括する。
- 各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会議を通じて災対本部に伝達する。

3) 議員の役割

- 地域の自主防災組織（防災福祉コミュニティ等）における共助の取り組みが、円滑に行えるよう、協力・支援する。
- 災対本部が、応急対策活動を迅速に行えるよう、地域の被災状況や、被災者の要望等の情報を、必要に応じ災害対策会議に伝達する。（議員からの情報、要望は、災対本部が応急対策活動に専念できるよう、災害対策会議に伝達する。なお、火災・救助・救急にかかる通報は、消防本部に緊急通報「119番」をすること。）

‡ 初動・応急期の対応（発災直後からおおむね3日後まで）

◆会議（本会議・委員会）開催中

1. 議会の取組

- 議長・委員長は会議の休憩及び散会の判断を行う。
- 災害対策会議を設置し、災対本部に通知する。
- 災害対策会議設置情報については、メールや災害時伝言ダイヤル（171）で全議員に通知する。
- 本会議や委員会が平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取組は、災害対策会議に一元化する。
- 各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会議を通じて災対本部に提供する。
- 災対本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

2. 議長の取組

- 災害対策会議の設置の決定を行い、会議の構成議員に参集の指示を行う。
- 副議長及び災害対策本部に参集している事務局職員とともに、議会事務局に常駐し、情報収集及び情報伝達に努める。

○災害対策会議設置後は、議事運営上の必要に応じて、会議の構成議員及び他の議員（各常任委員会及び特別委員会の正副委員長）に対し参集の指示を行う。

3. 議員の取組

○安否確認マニュアルに従い、自身の安全確保をするとともに、庁舎内にいる場合は速やかに庁舎から避難する。

○災害対策会議の構成議員は、議長からの参集指示に従い、災害対策会議に参加する。

○地域の被災状況や、被災者の要望等の情報を、必要に応じ災害対策会議に伝達する。

◆会議（本会議・委員会）閉会時

1. 議会の取組

○災害対策会議を設置し、災対本部に通知する。ただし、議長が事故等により連絡が取れない場合は、災害対策会議設置要綱の規定に従い、職務代理者が設置する。

○災害対策会議設置情報については、メールや災害時伝言ダイヤル（171）で全議員に通知する。

○本会議や委員会が平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取組は、災害対策会議に一元化する。

○各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会議を通じて災対本部に提供する。

○災対本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

2. 議長の取組

- 災害対策会議の設置の決定を行い、会議の構成議員に参集の指示を行う。
- 副議長及び災害対策本部に参集している事務局職員とともに、議会事務局に常駐し、情報収集及び情報伝達に努める。
- 災害対策会議設置後は、議事運営上の必要に応じて、会議の構成議員及び他の議員（各常任委員会及び特別委員会の正副委員長）に対し参集の指示を行う。

3. 議員の取組

- 安否確認マニュアルに従い、自身の安全確保をする。
- 同マニュアルに従い、安否状況の連絡を事務局（災対本部）に行い、連絡体制を確立する。
- 地域の自主防災組織（防災福祉コミュニティ等）における防災活動や、避難所の運営といった共助の取り組みが、円滑に行えるよう、協力や支援を行う。
- 地域の被災状況の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に伝達する。
- 災害対策会議の構成議員は、議長からの参集指示に従い、災害対策会議に参加する。

‡ 復旧・復興期の対応（４日目以降）

１．議会の取組

○各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会議を通じて災対本部に提供する。（初動・応急期から継続）

○災対本部から入手した災害情報を議員に伝達する。（初動・応急期から継続）

○各議員から伝達された地域の被災状況や、被災者からの要望を踏まえ、災害対策会議で集約と調整を行い、災対本部に対して提案・提言・要望を行う。

また、災対本部と調整し、国や大阪府に対して要望活動を行う。

○復旧・復興に関する予算の審査を行うため、本会議や委員会の開催に向けた協議と調整を行う。

２．議員の取組

○地域の自主防災組織（防災福祉コミュニティ等）における防災活動や、避難所の運営といった共助の取り組みが、円滑に行えるよう、協力や支援を行う。（初動・応急期から継続）

○地域の被災状況の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に伝達する。（初動・応急期から継続）

○復旧・復興に関する予算の審査を行うため、本会議や委員会が開催される場合は、それぞれ参集する。

※参集時の留意事項

○貸与された防災服、ヘルメット等の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装となるよう配慮し、携帯電話、筆記用具、３日分の食料・飲料水、軍手、マスク着替えなどを各自で携行する。

○道路状況の安全が確保されていない可能性があることから、原則、徒歩、自転車あるいはバイクを利用する。